

## 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条  
に基づく開示事項)

2023 年 10 月 1 日

Z 中間グローバル株式会社  
(旧商号：LINE 株式会社)

LINE ヤフー株式会社  
(旧商号：Z ホールディングス株式会社)

2023年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類  
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
Z中間グローバル株式会社  
代表取締役 坂上 亮介

東京都千代田区紀尾井町1番3号  
LINEヤフー株式会社  
代表取締役社長 出澤 剛

Z中間グローバル株式会社(旧商号:LINE株式会社、以下「Z中間グローバル」といいます。)及びLINEヤフー株式会社(旧商号:Zホールディングス株式会社、以下「LINEヤフー」といいます。)は、2023年8月15日付で吸収分割契約書を締結し、Z中間グローバルを吸収分割会社、LINEヤフーを吸収分割承継会社、効力発生日を2023年10月1日として、Z中間グローバルがその営む全ての事業に関して有する権利義務をLINEヤフーに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2023年10月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

Z中間グローバルの株主はLINEヤフーのみであり、LINEヤフーはZ中間グローバルの特別支配会社に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求(会社法第787条)

Z 中間グローバルは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

Z 中間グローバルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 16 日付の官報及び日刊工業新聞にて、吸収分割をする旨、LINE ヤフーの商号及び住所、Z 中間グローバル及び LINE ヤフーの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 ただし書に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

LINE ヤフーは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 8 月 16 日付で、LINE ヤフーの株主に対し、吸収分割をする旨並びに Z 中間グローバルの商号及び住所に係る電子公告を行いました。本吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易吸収分割）に該当することから、LINE ヤフーに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

LINE ヤフーは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 8 月 16 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、Z 中間グローバルの商号及び住所、Z 中間グローバル及び LINE ヤフーの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

LINE ヤフーは、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日をもって、Z 中間グ

ローバルから、Z 中間グローバルがその営む全ての事業に関して有する権利義務を、本吸収分割に係る吸収分割契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

LINE ヤフーは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき、LINE ヤフーの株主 1 名（保有株式のうち反対通知に係る株式数 22,500 株）より LINE ヤフーに対して本合併に反対する旨の通知がありました。

以上